

令和 7 年 第 2 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 10 日

柳川市農業委員会

第 2 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 7 年 2 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 3 時 14 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 19名 欠席者 0名

推進委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第 5 号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 7 号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第 8 号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第 9 号

1. 農用地の買入協議に係る要請について

議案第 10 号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

報 告

1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農業用施設への転用届出書について

4. あっせん申出書の取下願について

その他

1. 農業者年金加入推進活動について

農業委員

出席委員（19名）

1 番 山 田 善 治
3 番 亀 崎 忠 治
5 番 梅 崎 直 祝
7 番 古 賀 宏 義
9 番 三小田 由 勝
11番 田 中 満 義
13番 松 藤 稔
15番 原 壽 利
17番 阿志賀 一 喜
19番 島 添 茂 樹

2 番 藤 吉 利 広
4 番 亀 崎 壽 満
6 番 梶 島 一 晴
8 番 野 口 秀 一
10番 藤 木 邦 彦
12番 松 藤 道 大
14番 浦 幸之助
16番 園 田 清 美
18番 小 柳 浩 子

欠席委員（0名）

推進委員

出席委員（18名）

龍 正 典
山 口 弘 司
古 賀 勝 次
池 上 藤 人
米 田 秀 俊
平 川 貴 大
大 津 眞 次
河 口 隆 光
吉 開 健

中 村 博
成 清 義 法
梶 島 福 博
櫻 木 利 和
河 口 勇
堤 和 弘
鶴 田 信 行
三 浦 榮 一
江 口 克 子

欠席委員（1名）

乗 富 隆 公

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 白 谷 雄一郎

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

会議に出席した申請者

農 政 課 長 木 原 隆 文

農政課長補佐 浦 政 広

農 政 係 長 藤 丸 賢 治

農政課農振係 中 園 歩 嵩

J A 柳 川 田 中 隼 人

午後２時 開会

○事務局長（白谷雄一郎君）

皆さんこんにちは。ちょっと早いですけれども、皆さんおそろいみたいです、始めさせていただきますと思います。

開会前に御連絡です。お手元に、平成６年分になりますけれども、このＡ４の両面コピーの縦書きと横書きの表、こちらが昨年１年分の農地の賃借料を取りまとめたものとなっておりますので、後ほど御参考の上、お目通しをお願いします。

また、市報の３月１日号に掲載をする予定としております。

次に、今日の総会の最後に農地パトロールの今年度のまとめに向けまして、２回目のパトロールについての説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、第２回総会を始めさせていただきます。

御起立をお願いします。礼。よろしくお願いいたします。御着席願います。

それでは、柳川市農業委員会会議規則第４条の規定によりまして会長が議長となりますので、島添会長よろしくお願いいたします。

○議長（島添茂樹君）

皆さんこんにちは。今日は寒い中、令和７年第２回柳川市農業委員会の総会に御出席いただきましてありがとうございます。

今年は本当に雨が降らないので、麦のほうがどうなることだろうかと思っておりましてところ、せんだって雨が降ってくれましたので、やっと麦のほうも喜んでいてと思っています。この分だと、多分、今年もまた麦のほうも満作じゃないかなと思っている次第でございます。

そして、せんだって、福岡県の農業委員の大会に御出席いただきましてありがとうございました。そのとき、柳川市農業委員会が農業新聞の部で最優秀賞をもらったことを来ていなかった方に報告しておきます。

今日は本当に寒くなりましたので、体調には十分気をつけて農作業などを頑張ってくださいと思っています。

それでは、ただいまより第２回柳川市農業委員会を始めたいと思いますので、最後までよろしくお願いいたします。私からの挨拶に代えさせていただきます。

座って進行させていただきます。

本日の出席委員数19名で定足数であり、また、推進委員の18名の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和7年第2回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

皆様こんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。議案書のほうを御覧ください。

令和7年

第2回柳川市農業委員会総会議案

議案第5号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第8号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第9号

1. 農用地の買入協議に係る要請について

議案第10号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. 農業用施設への転用届出書について
4. あっせん申出書の取下願について

その他

1. 農業者年金加入推進活動について

令和7年2月10日提出

以上です。

○議長（島添茂樹君）

今回提案しております案件は、議案第5号から議案第10号までの6件と報告4件であります。

本日の議事録署名委員に3番の亀崎忠治委員、16番の園田清美委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番を議題といたします。

本案は農業委員番号〇番の〇〇委員からの提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定を適用し、〇〇委員の退席をお願いいたします。

〔〇〇委員、退席〕

○議長（島添茂樹君）

それでは、事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第5号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（貸借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,132平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第5号の農地法第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、離農する〇〇から経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は10アールでおおよそ〇〇円。

申請番号1番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第5号、申請番号1番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第5号、申請番号1番については提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで〇〇委員の退席を解除いたします。

〔〇〇委員、着席〕

○議長（島添茂樹君）

それでは続きまして、申請番号2番から9番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,345平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積8.99平米、外2筆、合計156.99平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積662平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積611平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号6番から9番の譲受人は新規営農者になります。別紙の営農計画書と一緒に御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積994平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積511平米、外4筆、合計8,998平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積434.71平米、外3筆、合計2,055.71平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積411平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

続きまして、申請番号2番から9番について補足説明を行います。

申請番号2番は、離農する〇〇から経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は10アールでおおよそ〇〇円。

申請番号3番は、親の〇〇から子の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号4番は、経営合理化する〇〇から経営合理化しようとする〇〇へ所有権移転・交換を行うための申請です。

申請番号5番は、経営合理化する〇〇から経営合理化しようとする〇〇へ所有権移転・交換を行うための申請です。

申請番号6番は、経営縮小する叔父の〇〇から新規就農しようとする甥の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号7番は、離農する親の〇〇から新規就農しようとする子の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号８番は、離農する叔父の〇〇から新規就農しようとする甥の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号９番は、離農する〇〇から新規就農しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。〇〇につきましては、３月に柳川市に転入予定となっております。

代金は隣接する宅地と合わせまして〇〇円です。

申請番号２番から９番は、議案書にありますとおり、農地法第３条第２項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第５号、申請番号２番から９番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第５号、申請番号２番から９番については提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請について、申請番号１番を議題といたします。

本案は農地利用最適化推進委員〇〇委員からの提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第１０条の規定を準用し、〇〇委員の退席をお願いいたします。

〔〇〇委員、退席〕

○議長（島添茂樹君）

それでは、事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第6号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、
農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議
する。

こちらにつきましては別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積144平米、外1筆、合計342平米。申請
人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、農舎。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第6号の農地法第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が農舎取得のための申請です。

契約種類は売買、代金は2筆で農舎を含め〇〇千円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は農用地区域内にある農地のため、原則転用不許可ですが、農業
用施設については、周辺農地への日陰や排水の影響や効率的な農地利用への支障等がない場
合には例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

なお、申請番号1番は以前に造成がなされており、既に農業用倉庫が建っておりますが、
許可権者である県とも協議を行いまして、農業用として使用することも考慮し、始末書を添
付の上、今回議案として付議していることを申し添えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第6号、申請番号1番について御意見、御質問はありませんか。どうぞ。

○1番（山田善治君）

始末書を書けば許可が降りるということでもいいですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

本来は農地への原状回復ですけど、今回は農業用施設というところを含めて、一応県とも協議を行った上で、始末書を付けて申請いただいているということです。

○1番（山田善治君）

始末書ですむなら、事後申請でもいいのか？

○事務局次長（平河郁夫君）

原則は建てる前に転用申請が要ります。

○1番（山田善治君）

それなら、これは申請前に建てているから、そして始末書を書けと言っているから、それでいいんですか。

○議長（島添茂樹君）

理屈はそうなるけどね。（「いや、大きな問題ですよ」と呼ぶ者あり）

○事務局次長（平河郁夫君）

原則は委員さんおっしゃるとおりです。建てる前に転用許可を取るというところですけど、繰り返しになりますが、一般の建物だったら多分駄目ですけど、今回は一応農業用施設というところを考慮した上で始末書を添付していただいて、申請していただいているという状況です。

○1番（山田善治君）

始末書とはどんな内容が始末書……

○事務局職員（田中道博君）

始末書の内容を読み上げますので、その内容を聞いた上でお願いします。よろしいですかね。

下記土地は農地ではありますが、農地法について十分に理解していなかったため、用途区分の変更の申請はしていましたが、農地法第5条の許可申請まで完了しているものと思ひ込み、平成5年頃から下記土地上に農舎を建設し、利用しておりました。

自身が高齢となり、下記土地を農舎とともに処分することを計画し、購入を希望される農業従事者も現れ、具体的に調査をしたところ、このような事実が判明した次第です。

以後このような違法行為のないよう、農地法を遵守いたしますので、今回の農地法第5条の許可申請についてはお願いいたします。

といった内容です。

○議長（島添茂樹君）

いいですかね、山田善治さん。今の説明いいですか。

○1番（山田善治君）

はい。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第6号、申請番号1番について御意見、御質問が今ありましたけれども、今、山田善治さんがはいと言ってくれましたので。

それでは、お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成多数であります。よって、議案第6号、申請番号1番については提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで〇〇委員の退席を解除いたします。

〔〇〇委員、着席〕

○議長（島添茂樹君）

それでは続きまして、申請番号2番から4番を議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積442平米。申請人、〇〇。相手方、〇

○。転用目的、店舗。

申請番号 3 番、農地の所在、○○、地目・田、面積292平米。申請人、○○。相手方、○

○。転用目的、通路、駐車場。

申請番号 4 番、農地の所在、○○、地目・田、面積500平米。申請人、○○。相手方、○

○。転用目的、一般住宅。

○事務局次長（平河郁夫君）

続きまして、申請番号 2 番は、譲受人、○○が飲食店建設のための申請です。

契約種類は売買、代金は 1 筆で○○円。

申請番号 3 番は、譲受人、○○が住宅用通路及び駐車場設置のための申請です。

契約種類は売買、代金は 1 筆で○○円。

申請番号 4 番は、譲受人、○○が一般住宅建設のための申請です。

契約種類は贈与。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号 2 番の農地区分は、住宅が連たんしている区域内に近接し、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第 2 種農地と認定いたします。

第 2 種農地は、第 3 種農地に立地困難な場合等に許可が可能ですが、周辺の農地以外の代替地を比較検討した結果、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号 3 番の農地区分は、用途地域内にある第 1 種住居地域の農地のため、第 3 種農地と認定します。第 3 種農地は原則転用が可能な農地となっておりますので、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号 4 番の農地区分は、○○庁舎からおおむね500メートル以内にある農地のため、第 2 種農地と認定します。第 2 種農地は第 3 種農地に立地困難な場合等に許可が可能ですが、住宅その他周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第6号、申請番号2番から4番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第6号、申請番号2番から4番については提案どおり承認することに決定いたしました。

それでは、議案第7号 農地移動適正化あっせん委員の指名について議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第7号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,601平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積644平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積869平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,281平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は昭代地区、2番及び3番は大和町地区、4番は三橋町地区でありますので、当地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。議案第7号、申請番号1番は推進委員の乗富隆公委員、古賀勝次委員、椛島福博委員、申請番号2番及び3番は推進委員の河口勇委員、平川貴大委員、堤和弘委員、大津眞二委員、申請番号4番は推進委員の鶴田信行委員、河口隆光委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に先ほどの9名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第7号については先ほどの9名の委員を指名することに決定いたしました。

それでは、議案第8号 柳川市農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第8号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、まず最初に、別紙A 4 サイズ 2 枚物の農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和 7 年 2 月 12 日。

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権、地目別・田、農用地の利用内容、水田として、面積 5 万 2, 000 平米、筆数 19 筆、売り手 7 名、買い手 7 名。

続きまして、2 枚目の各筆明細を御覧ください。

各筆明細。

所有権を移転する土地、所在地、〇〇、現況・田、面積 991 平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、〇〇、氏名、〇〇、権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和 7 年 2 月 25 日。対価 〇〇 円、対価の支払方法、柳川農協昭代支所。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、外 11 件です。

続きまして、A 4 サイズ 4 枚物の農用地利用集積事業公告概要表の存続期間変更分を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和 7 年 2 月 13 日。

1. 利用権設定関係（存続期間変更）。

変更後存続期間、年数 5 年。筆数 11 筆。

ほかの案件につきましては、以下のとおりです。

また、各筆明細の資料につきましては事前に配付させていただいておりますので、朗読のほうは割愛させていただきます。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第 8 号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第8号については提案どおり承認することに決定いたしました。

それでは、議案第9号 農用地の買入れ協議に係る要請について議題といたします。

事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書6ページの下段のほうを御覧ください。

議案第9号

1. 農用地の買入協議に係る要請について

農業経営基盤強化促進法第22条第1項に基づき所有権移転に係るあっせん申し出があった下記農用地について、公益財団法人福岡県農業振興推進機構による買入れが特に必要と認められるので承認方付議する。

受理番号1番、申出人、〇〇。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,935平米、外6筆。
備考、令和7年1月31日申し出。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第9号について説明をいたします。

この件につきましては、昨年10月にも同様の要請がありましたが、今回は12月総会で農地移動適正化あっせん事業について、〇〇よりあっせん申出があった分に関するものです。

なお、この申出は、通常、総会で付議しております8,000千円の特別控除の適用を受ける

あっせん事業ではなく、買入れ協議のための申出であります。

申出人から、売渡し希望価格が8,000千円を超える金額と想定されますので、8,000千円の特別控除の適用を受けるあっせん事業ではなく、買入れ協議制度の活用によりまして農地を福岡県農業振興推進機構へ売り渡した場合、その譲渡所得に対して15,000千円の特別控除の適用を受けることができるため、その事務手続を進めるものであります。

お手元にお配りしておりますA3の白黒のリーフレットの買入れ協議の仕組みを御覧ください。

最初に、農地所有者から①の買入れ協議による売渡しのあっせん申出が農業委員会のほうにあり、②農業委員会からの要請が今回の提案事項となります。

所有者から農業委員会に売渡しの申出があった農用地について、農業委員会が福岡県農業振興推進機構による買入れが特に必要と判断された場合には市長へ買入れ協議の要請を行うことと規定をされておりますので、今回議案として付議するものです。

なお、福岡県農業振興推進機構の買入れ、売渡しについては、法制度の改正によりまして、4月以降、これまでの市の農用地利用集積計画ではなく、福岡県の農用地利用集積等促進計画により認定農業者へ売り渡すことが条件となっておりますので、申し添えます。

説明は以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読及び説明が終わりました。

議案第9号について御意見、御質問はありませんか。

○10番（藤木邦彦君）

合計面積でどのくらいですか？

○事務局次長（平河郁夫君）

合計が1万3,047平米です。

○議長（島添茂樹君）

いいでしょうか。

○10番（藤木邦彦君）

はい。

○議長（島添茂樹君）

それでは、お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第9号については提案どおり承認することに決定いたしました。

それでは、議案第10号 柳川市農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに農政課より説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第10号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき柳川市農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より同法施行規則第3条の2の規定に基づき意見を求められたので付議する。

こちらにつきましては、農政課より説明をお願いいたします。

○農政課長（木原隆文君）

皆様こんにちは。柳川市農政課の木原です。日頃から農業行政全般にわたりまして御協力を賜り、お礼を申し上げます。本日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

農業振興地域整備計画につきましては、農業の健全な発展を図るために策定をいたしまして、農業地域について、圃場整備や、かんがい排水などの公共投資やその他農業振興に係る施策を行うための基本となるものでございます。しかしながら、もろもろの事情でやむなく農業振興地域、農用地の除外や編入、それから、用途区分の変更の相談があつておるところです。

整備計画の変更につきましては年に2回受付を行っておりますが、今回は11月15日から12

月14日まで受付を行いました令和6年度第2回の分といたしまして、除外の案件が9件、用途区分の変更が1件、編入1件の合計11件の案件がございます。この11件につきましては、今回、農業委員会、農業委員さんからの御意見をお伺いするものでございます。

ちなみに、この事務の流れについてですけれども、農業振興地域整備計画の変更に当たりましては、農業委員会や土地改良区、国、県などの関係機関から意見聴取を行いまして、協議を調べ、その後、農業振興地域整備促進協議会においてお諮りし、変更計画を決定していきます。その後、県農林事務所への意見照会や公示などの手続を経て、申請者へ通知することとなっております。

この後の詳細の説明は担当のほうより行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

皆さんこんにちは。農政課農振担当の中園と申します。

11月15日から12月14日までに除外9件、用途区分の変更1件、編入1件の申出がっておりますので、お手元の資料に沿って、座って説明させていただきます。

まず、1番から9番までの除外についてですが、除外の主な要件としては、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

10番の用途区分の変更は、農用地区域のまま、農業用倉庫等、農業に直接関係する施設を建設する軽微な変更です。

場所については除外のように既存の除外地と隣接しておりませんが、土地改良施設については除外と同様に意見照会をしております。

11番の編入は、農用地区域外の農地を農用地区域に編入するもので、特に要件などはありません。

それでは、1番から説明していきます。

申請番号1番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積1,440平米。計画変更の内容、資材置場。転用者、〇〇。図面等については1ページから3ページとなっております。

申請番号2番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積1,790平米。計画変更の内容、資材置場。転用者、〇〇。図面等については4ページから6ページとなっております。

申請番号3番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積2,938平米。計画変更の内容、リサ

イクル施設。転用者、〇〇。図面等については7ページから9ページとなっております。

申請番号4番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、外5筆、面積1,294.67平米。計画変更の内容、学校施設用地の敷地拡張。転用者、〇〇。図面等につきましては10ページから12ページとなっております。

申請番号5番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積733平米のうち173平米。計画変更の内容、一般住宅の敷地拡張。転用者、〇〇。図面等については13ページから15ページとなっております。

申請番号6番、所有者、〇〇外1名、申請地番、〇〇、外3筆、面積1,879.51平米。計画変更の内容、資材置場。転用者、〇〇。図面等については16ページから18ページとなっております。

申請番号7番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積285平米、計画変更の内容、製麺所。転用者、〇〇。図面等については19ページから21ページとなります。

申請番号8番、所有者・転用者、〇〇、申請地番、〇〇、面積629平米。計画変更の内容、貸倉庫。図面等については22ページから24ページとなります。

申請番号9番、所有者・転用者、〇〇、申請地番、〇〇、面積36平米。計画変更の内容、通路。図面等については25ページから27ページとなります。

申請番号10番、所有者・転用者、〇〇、申請地番、〇〇、面積685平米。計画変更の内容、農業用倉庫・苗床。図面等については28ページから30ページとなります。

申請番号11番、所有者、〇〇、申請地番、〇〇、面積1,843平米。計画変更の内容、編入。図面等については31ページから32ページとなります。

なお、申請地を地元委員さんに現地確認していただき、意見を伺っていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに農政課より議案の説明が終わりました。

議案第10号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第10号については提案どおり承認することに決定いたしました。

それでは続きまして、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の8ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和7年1月14日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,975平米、外6筆、合計1万1,158平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし。

外5件となっております。

続きまして、議案書の9ページ下段を御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和7年1月16日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積145平

米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。

外1件です。

続きまして、10ページを御覧ください。

報 告

3. 農業用施設への転用届出書について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、別紙報告3の箇所図と一緒に御覧ください。

受理番号1番、受理月日、令和7年1月20日。農地の所在、〇〇、地目・農業用施設、面積95平米。届出者、〇〇。耕作面積511平米。

続きまして、

報 告

4. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和7年1月14日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積129平米。願出人、〇〇（持分2分の1）外1名。備考、令和6年11月6日付で申出書を提出されていましたが、諸事情により取り下げるものです。

報告は以上です。

○議長（島添茂樹君）

以上で議案及び報告が終了いたしました。

続きまして、その他について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

それでは、その他の事項の農業者年金加入推進活動について説明させていただきます。

農業委員会は、農業者年金制度の周知徹底を図り、積極的な推進活動を進める必要があります。

ます。農業者年金の推進のほうをよろしくお願いします。

農業者年金につきましては、農業委員会とJAさん、柳川農業協同組合とで協力しながら推進しますので、今回はJAの担当の田中さんにも来ていただいております。

○JA年金担当（田中隼人君）

皆さんこんにちは。JA柳川本所金融課で農業者年金業務を担当しております田中と申します。よろしくお願いします。

また、各支所のほうにも年金担当者がいますので、よろしくお願いしておきます。

○事務局職員（田中道博君）

それでは、お手元に農業者年金関係の資料が幾つかあると思いますけれども、資料の確認をさせていただきます。

白紙9枚つづりの分、「農業者年金の推進について」が9枚、17ページ分です。あと、カラー印刷のパンフレット1枚物が4部、緑、青色、ピンク、紫色の分があると思います。もう一個が肌色の分で「知って得する農業者年金」の冊子の分の資料はございますでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、白紙9枚つづりの17ページの分のみを説明させていただきますので、そちらのほうを御覧ください。

2ページを御覧ください。

農業者年金とは、農業者年金は、独立行政法人農業者年金基金法に基づき、農業者の老後生活の安定、意欲ある農業者の確保を目的とした国民年金基礎年金に上乗せするための政策的な年金制度であります。

続きまして、4ページを御覧ください。

活動の目標としましては、農業者年金を知らなかったから入れなかったと言われないうようにお願いいたします。

5ページを御覧ください。

農業者年金の6つのポイントとしまして、農業者が広く加入できる積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い。保険料の額は自由に選択できます。終身年金で80歳までの死亡一時金等があります。税制面の優遇措置が大きい。要件を満たす若い農業者には保険料の国庫補助等がございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

農業者年金の加入資格としましては、20歳以上65歳未満、国民年金の第1号被保険者、60歳以降は任意加入が必要。年間60日以上農業に従事する者。種類としましては、通常加入と政策支援加入、保険料の国庫補助等がございます。

なお、国民年金の付加年金への加入が必要となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。

農業者年金の保険料としましては、通常加入としまして月額20千円から67千円の間で1千円単位で自由選択でき、経営状況に応じていつでも変更できます。また、脱退、再加入も自由にできます。35歳未満で一定の要件を満たす方は月額10千円からの加入もできます。

続きまして、17ページを御覧ください。

農業者年金の推進のポイントとしましては、対象者に応じたアプローチ、後継者、女性、未加入、40代、50代、相手の状況に合ったアプローチをお願いいたします。後継者、配偶者に勧める際は、親、家族も一緒にお願いします。対象者をよく知っている人と一緒に訪問する。知っている人が一人でもいれば聞く側も安心しますので、よろしくお願いします。

あとはチラシや試算表などを活用しながら、具体的な話をさせていただくような形で推進のほうをお願いいたします。

カラーのパンフレット4部と冊子は参考分になりますので、各自お読み取りください。

また、四角の付箋が農業者年金の啓発活動物品となっておりますので、推進活動の際に御利用ください。

身近に御検討いただけそうな方がいらっしゃいましたら、事務局、もしくは最寄りのJAさんのほうへ御相談いただければと思っております。

説明は以上です。

何か御質問等がございますでしょうか。

○17番（阿志賀一喜君）

できれば推進者リストのようなのはないですか。お願いできる、そういうリストがあるなら、ここに推進することは可能だろうというふうに思います。

○事務局職員（田中道博君）

その辺のリストに関しては事務局で調整していきますので、よろしくお願いします。

○1番（山田善治君）

この農業者年金の、子供に経営権を譲って、全部譲るとどうなるわけですか？

○事務局職員（田中道博君）

政策支援加入というのが、今言われてある経営移譲したらプラスアルファでもらえるという形になります。

○1番（山田善治君）

全部移譲しないともらえないですか。

○事務局職員（田中道博君）

その分はですね。その政策支援加入、国庫補助金で賄われている分は経営移譲しないともらえないですけど、自分で掛けた分はもらえます。

○事務局長（白谷雄一郎君）

貴重な御意見ありがとうございます。その辺も十分留意して推進していきたいと思います。

○議長（島添茂樹君）

では、よろしゅうございますか。

では、続きまして、連絡事項をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

それでは、ほかに何か御質問等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局職員（田中道博君）

そしたら、次の連絡事項のほうをお願いします。

○事務局次長（平河郁夫君）

すみません、引き続き私のほうから農地売買等事業に係る変更についてということで御連絡をしたいと思います。

先ほどの買入れ協議の中でも若干触れましたが、令和7年4月から法改正により、これまでの農地売買の要件等が変更になります。

お手元にお配りしております2枚とじのこちらの売買等事業のチラシを御覧ください。このカラーの分です。ありますでしょうか。

表面は売買の流れになっておりますけれども、出し手農家さんから農業委員会へあっせんの申出があり、中間管理機構が買い入れて、受け手農家さんへ売り渡すという仕組み自体は変わっておりません。

1枚目の裏面を御覧ください。

買主の対象者の欄、赤枠で示している部分が4月から変更になります変更点になります。

「地域計画に農業を担う者が位置づけられている場合は、買主はその者に限る。（後日、地域計画の変更が見込まれる場合も含む）」となっており、この部分が条件として追加されております。

それ以外の諸経費等については変更はございません。

次の2枚目の資料を御覧ください。

こちらは、以前、地域計画について御説明した資料になりますが、市は農業を担う者ごとに利用する農地等を定めた目標地図を含めた地域計画を3月末までに策定しなければならないということになっております。その目標地図に位置づけられた農業者が先ほどの対象者となります。

出席された農業委員、推進委員さんもうらっしゃると思いますが、昨年、一昨年に各農協支所ごとに協議の場である地域検討会のほうを実施いたしました。その中で、耕作者ごとに色塗りした地図を提示し、それを目標地図として公告する予定であるということを確認しております。柳川市においては、農振農用地、いわゆる青地農地を地域計画のエリア農地とし、現状の耕作者をそのまま目標地図の耕作者と位置づけておりますので、シンプルに言えば、現耕作者はあっせん売買の対象者になるという御判断でおおむね問題はございませんので、買い手を検討される際は御承知おきのほうをお願いいたします。

なお、御不明な点等、もしくは制度の詳細、お尋ねがございましたら、事務局のほうまでお願いいたします。

説明は以上です。

○事務局長（白谷雄一郎君）

続きまして、私のほうから連絡事項を申し上げます。3点ほどございます。

まず、1点目です。先ほどあっせん委員に指名されました推進委員さんにおかれましては、後ほど担当のほうから資料をお持ちして説明を申し上げますので、そのまましばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

続いて、2点目です。次回の総会日時でございます。次回総会は3月10日月曜日の午後2時から、ここ大和庁舎の大会議室で開催いたしますので、御出席のほどよろしくをお願いいたします。

次に、3点目です。冒頭のほうでも申し上げましたが、2回目の農地パトロールの実施に

ついてです。お手元に横書きにしております5枚の農地パトロールの取りまとめ表をお渡ししておりますので、そちらのほうを御覧ください。

昨年12月20日付で遊休農地、違反転用に該当する方につきましては文書で通知を出しているところです。その後、事務局への連絡や何らかの対応があったことについてまではそちらの表のほうに記載をしております。

また、例年実施していただいております2回目のパトロールについてですが、3月には今年度のまとめを行いたいと考えておりますので、できれば2月中に行っていただいて、次回の総会までに事務局のほうに御報告をしていただければ大変助かります。

お忙しい時期だと思いますけど、2回目のパトロールについて各班よろしく願いいたします。

連絡事項については以上でございますが、お知らせがございます。

会長の挨拶にもありましたが、先日の国際会議場で開催された農業委員の研修大会において、柳川市農業委員会が農業新聞の購読について表彰をいただきました。賞状は事務局にありますので、見られたい方はどうぞ事務局のほうにおいでください。

また、副賞として金一封がございました。これにつきましては、事務局費として入金させていただきたいと思っております。

また、来週の18日は竹田市農業委員会から視察の要請があっております。これは一応受け入れることにしております、対応につきましては、会長、副会長、そして、事務局で行うこととしております。

連絡事項、お知らせについて事務局からは以上です。

○議長（島添茂樹君）

それでは、これもちまして令和7年第2回柳川市農業委員会の総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時14分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年2月10日

柳川市農業委員会会長 島 添 茂 樹

会 議 録 署 名 委 員 亀 崎 忠 治

〃 園 田 清 美